

○恵庭市文化功労者表彰条例

平成 14 年 6 月 26 日

条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の文化の向上発展に関し、特に業績の顕著なものの顕彰に必要な事項を定め、もって文化の普及振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化」とは、芸術、科学及び教育(ただしスポーツを除く。)をいう。

(表彰の種類)

第 3 条 表彰の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 文化賞 文化の向上発展に関し、特に業績の顕著な個人又は団体
- (2) 文化奨励賞 文化の向上発展に関し、業績が認められ、かつ、今後の活動が特に期待される個人又は団体
- (3) 文化振興賞 文化の普及発展のため長年にわたり尽力し、その業績が特に顕著であると認められる個人

(功労者表彰審査委員会)

第 4 条 前条の被表彰者の選考等を行うため、教育委員会の附属機関として恵庭市文化功労者表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 5 条 審査委員会は、委員 7 名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育委員会が必要と認めた者

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 7 条 審査委員会に委員長を置き、会務を総理する。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ会議において指名した委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第 8 条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の 5 名以上が出席しなければ開催することができない。

3 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前各項に定めるもののほか、審査委員会の会議に必要な事項は、別に定める。

(被表彰者の決定)

第9条 被表彰者は、教育委員会が審査委員会に諮り、決定する。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、教育委員会の決定に基づいて市長が行う。

2 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

3 被表彰者となった者がその表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品をその遺族に授与する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成16年3月31日までとする。